

そのネット投稿、許可をとっていますか！！ ～インターネットやSNSを正しく安全に使うために～

近年、SNSで、自分を含め人物が写った写真を投稿することについて、自己表現を世界に発信するということで、非常に人気となっています。しかし本来、人物が写った写真については、個人が特定されてはならないものです。インターネットやSNSなどを正しく安全に使うため、以下の2点を意識して、インターネット上への投稿を今一度考え直しましょう。

1 ネットへの顔写真投稿は、被写体の方の許可を取ること

インターネット上に、人物（特に顔）が写った写真を投稿する際は、必ず被写体になった方の事前同意をとりつけてください。被写体になった方がトラブルに巻き込まれて被害にあった場合、撮影・投稿した側が、民事上の責任の一端を負うことになります。そして内容によっては、刑事事件や損害賠償請求に発展するケースもあります。

また、事前同意なしの公開は肖像権の侵害にも該当します。



2 自然景勝以外の場（職場・お店・イベント）での撮影・ネットへの投稿は、

事前に事業主・運営責任者の許可を事前にとること

自然景勝の撮影とネットへの投稿は、完全免責ですが、職場内・学校内の風景、お店内の撮影、イベント（学校の入学式、卒業式、学校祭など）の撮影・投稿については、完全に自由とはいきません。事前に事業主・運営責任者の許可を取る必要があります。

これらの撮影について、個人的な撮影と家庭内での鑑賞にとどめるのであれば、まだ問題とならない場合もありますが、許可を得ずにネットへ投稿することは、不特定多数への発信となり、事業主・運営責任者へ多大な損害（信用失墜）を与えることにつながる場合があります。その場合は、その職場やお店が休業・廃業に追い込まれるケースも発生します。

つきましては、撮影・公開した場合の功罪をよく考えて、同意を取りつけてから投稿しましょう。



本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745（直通）

メール：kenan@pref.fukui.lg.jp

子どもの安全安心に関する情報を
ツイッターで発信しています →

